

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年12月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000201号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月11日から同年10月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成10年分給与所得の源泉徴収票によると、就職年月日が平成10年9月11日と記載されているところ、オンライン記録により、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成15年1月21日付けで、平成10年10月16日から同年9月11日に訂正され、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されていることが確認できる。

一方、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、上記源泉徴収票において、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

また、請求者はA社に係る給与明細書を保有しておらず、請求者が記憶する同僚二人のうち、一人は既に亡くなっており、残る一人は照会を行ったものの、回答を得られず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。